

# 個人住民税は特別徴収 で納めましょう。

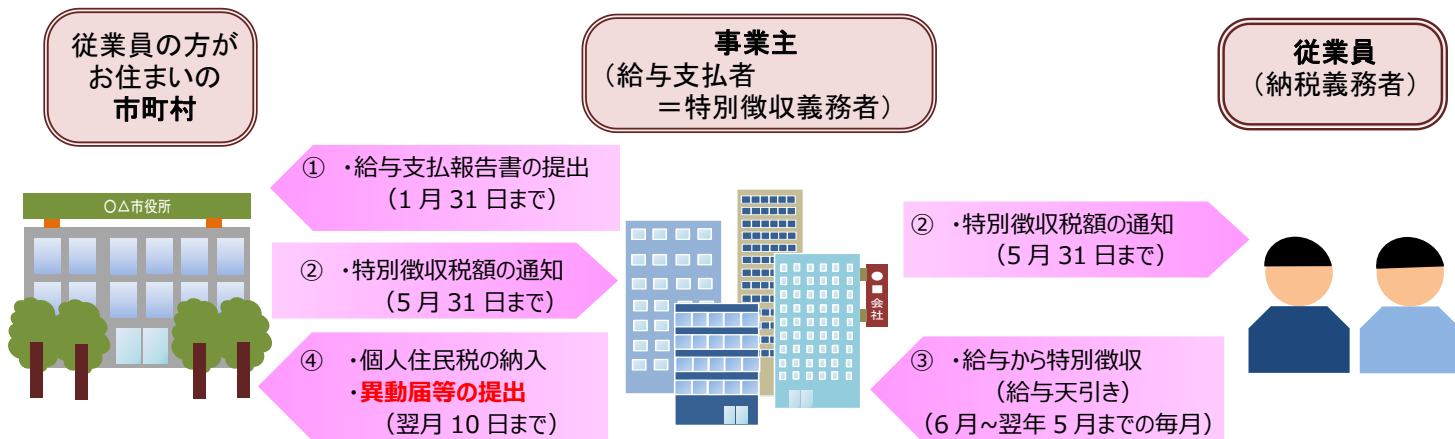


©2010 熊本県くまモン

事業主（給与支払者）は全ての従業員の給与から個人住民税を特別徴収（給与天引き）により納める義務があります。

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を給与天引きし、納入していただく制度です。
- 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。（地方税法第321条の4）

## 基本的な手続きの流れ



### ① 給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在における給与の支払いをされている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「給与支払報告書」を、給与の支払いを受けている方が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。また、年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

### ② 特別徴収税額の通知

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村から事業主（給与支払者）あてに「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせします。また、「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」については、従業員（納税義務者）にお渡し下さい。

### ③ 給与から特別徴収（給与天引き）

②でお知らせした月割額にもとづき、6月から翌年5月まで毎月の給料から特別徴収（給与天引き）を行って下さい。

#### ④ 個人住民税の納入（納期と納入方法）

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収（給与天引き）した月の翌月 10 日です。  
この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員（納税義務者）の方がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

その他、「[地方税共通納税システム](#)」を利用することで納税事務の負担が軽減されますので、積極的にご利用ください。

#### 【地方税共通納税システムとは】

eLTAX(エルタックス)を利用して、個人住民税（特別徴収分）などを複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納入することができるシステムです。地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて納入することができます。

## その他の手続きについて

#### ○ 税額の変更通知

従業員（納税義務者）の給与支払報告書の訂正、所得額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した月々の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「[特別徴収税額変更通知書](#)」が送付されますので、その通知に従って[特別徴収する税額を変更](#)してください。

#### ○ 退職・休職者の徴収方法

##### ① 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった未徴収税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員（納税義務者）から直接納付していただきます。従業員（納税義務者）から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、[未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収](#)していただきます。

##### ② 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

この期間については①とは違い、法令（地方税法第321条の5第2項）により特別徴収できなくなった未徴収税額については、退職前の勤務先から5月31日までに支給される給与、退職金等が未徴収税額を超える場合には、[従業員（納税義務者）の申し出がなくても5月31日までの間に支給される給与や退職金等から、一括して特別徴収](#)していただく必要があります。

#### ○ 「異動届」などの提出

退職や休職または転勤等により従業員（納税義務者）に異動があった場合は、その事由が発生した日の翌月 10 日までに事業主（給与支払者）が、従業員（納税義務者）の方がお住まいの市町村に「[異動届](#)」を提出する必要があります。

#### ○ 納期の特例（年2回納入）

原則として、特別徴収は年間12回毎月納入いただくこととなっていますが、給与の支払いを受ける従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業主（給与支払者）に限り、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村に申請書を提出し承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入できる「[納期の特例](#)」をご利用いただけます（※）。

※各期間のうち、承認を受けた日が属する期間については、その日が属する月から当該期間の最終月までの期間

## お問合せ先

※ 手続き等の詳細につきましては、従業員（納税義務者）がお住まいの市町村にお問合せください。

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
熊本市	市民税課	096-328-2181	天草市	課税課	0969-32-6050	高森町	税務課	0967-62-1123	多良木町	税務課	0966-42-1254
八代市	市民税課	0965-33-4107	合志市	税務課	096-248-1114	西原村	税務課	096-279-4395	湯前町	税務住民課	0966-43-4111
人吉市	税務課	0966-22-5380	美里町	税務課	0964-46-2112	南阿蘇村	税務課	0967-67-2703	水上村	税務住民課	0966-44-0316
荒尾市	税務課	0968-63-1342	玉東町	税務課	0968-85-3184	御船町	税務課	096-282-1114	相良村	税務課	0966-35-1031
水俣市	税務課	0966-61-1610	南関町	税務住民課	0968-57-8549	嘉島町	税務課	096-237-2639	五木村	住民税務課	0966-37-2213
玉名市	税務課	0968-75-1114	長洲町	税務課	0968-78-3123	益城町	税務課	096-286-3380	山江村	税務課	0966-23-5692
山鹿市	税務課	0968-43-1120	和水町	税務住民課	0968-86-5723	甲佐町	税務課	096-234-1112	球磨村	税務課	0966-32-1113
菊池市	税務課	0968-25-7206	大津町	税務課	096-293-3117	山都町	税務住民課	0967-72-1128	あさぎり町	税務課	0966-45-7212
宇土市	税務課	0964-22-1111	菊陽町	税務課	096-232-4911	氷川町	税務課	0965-52-5853	苓北町	税務住民課	0969-35-1111
上天草市	税務課	0964-26-5519	南小国町	税務課	0967-42-1113	芦北町	税務課	0966-82-2511			
宇城市	税務課	0964-32-1402	小国町	税務課	0967-46-2130	津奈木町	住民課	0966-78-5544			
阿蘇市	税務課	0967-22-3148	産山村	住民課	0967-25-2212	錦町	税務課	0966-38-1114			